

## 長野県感染症対策連携協議会開催要綱

### (趣 旨)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条の2第1項の規定により、本県における感染症の発生の予防及びまん延防止のための対策について検討・協議等を行う長野県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

### (協議事項)

第2条 協議会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延防止に関すること。
- (2) 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関すること。
- (3) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む）に関すること。

### (組 織)

第3条 協議会は、次に掲げる者の管理者その他の関係者をもって構成員とする。

- (1) 感染症指定医療機関
- (2) 診療に関する学識経験者の団体
- (3) 消防機関
- (4) 長野市及び松本市
- (5) 長野県
- (6) その他知事が必要と認める者

### (座 長)

第4条 協議会に座長を置き、構成員のうちから互選により選出する。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

### (会 議)

第5条 協議会の会議は、県が都度招集し、会議の進行は座長が務める。

- 2 協議会は、必要に応じて年1回以上開催するものとする。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(その他)

第6条 専門の事項を調査・分析等するために必要があると座長が認めるときは、協議事項の範囲内で特定の分野における専門的な意見を聴取する会議（以下、「専門会議」という。）を開催することができる。

2 専門会議の構成員には、長野県並びに長野市及び松本市を含むこととし、県が都度招集する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年6月13日から施行する。